

破産債権者は、官報公告をみななければならないか？ (宇都宮地判令和3年5月13日判例タイムズ1489号69頁)

田中宏岳
Hirotake Tanaka



PROFILEはこちら

1 はじめに

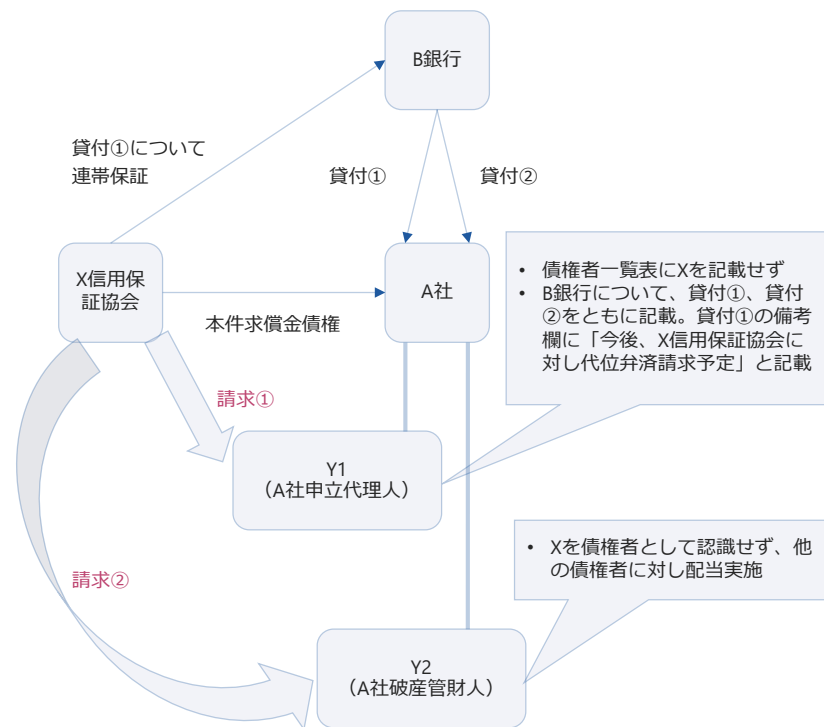
破産手続が開始されると、当該事実は官報に公告されるとともに、知っている破産債権者に対して個別に通知されます(破産法32条1項、32条3項)。この知っている破産債権者への通知を行う主体は本来、破産裁判所ですが、実務では、破産管財人が、申立代理人から提出された債権者一覧表に記載のある破産債権者に対して通知書を送付することによりなされています(破産規則7条参照)。では、実際には債権をもっているにもかかわらず、債権者一覧表に記載がなかった

がために通知を受けなかった債権者はどうなるのでしょうか？
本件は、通知を受けなかったために破産手続の存在を知らなかった債権者が、破産手続に参加したとすれば得られたはずの配当金を損害として、申立代理人及び破産管財人を訴えたという事案です。

2 事案の概要

事案の概要は、以下のとおりです。

事案の概要



<時系列>

- H31.2 A社がB銀行に対する借受について失期
- H31.2.20 Y1→B銀行に対し受任通知送付
- R1.5.7 A社破産申立て(本件申立て)
Y1左記債権者一覧表を提出
- R1.5.24 X→B銀行に対し代位弁済(本件弁済)
- R1.5.27 Y1とXの担当職員が電話
X: 本件弁済の実施を報告+残高証明書送付
Y1: 本件申立てを行っていること、A社の代表者が死亡したことにより開始決定がなされていないこと、破産裁判所に対し本件弁済の事実を報告することを発言
- R1.7.19 A社につき破産手続開始決定(本件開始決定)
Y2が破産管財人に選任
- R1.7.30 破産裁判所による公告+開始通知(本件通知)
Xに本件通知されず
- R1.8.13 B銀行貸付②のみ債権届出
- R1.8.24 Xが破産債権の届出をすることなく債権届出期間の末日が経過
- R1.10.23 債権調査期日
- R2.1.20 簡易配当許可
- R2.2.26 配当実施
破産債権額: 2億9400万円
配当原資: 5500万円
Xが本件求償金債権(2500万円)を届け出て確定していれば、430万円の配当が得られた
= 損害
- R2.3.5 Y1とXの担当職員が電話
Xが初めて本件開始決定を知る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによらずに、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

X信用保証協会は、破産者A社がB銀行から借り入れた貸付金につき連帯保証をしていました。A社の破産申立代理人Y1は、破産手続の申立て時点でXの代位弁済が完了していませんでした。債権者一覧表にXを記載せずに破産申立てをしました(ただし、B銀行のA社に対する貸付金2本のうち1本について「今後、X信用保証協会に対し代位弁済請求予定」と備考欄に記載していました)。Xは申立後に2500万円の代位弁済を実行しY1に報告したところ、Y1は破産裁判所に対し当該弁済の事実を報告する旨述べました。

A社の破産管財人に選任されたY2は、Y1から提出された債権者一覧表に従って破産手続開始決定通知を行いました。Xは債権者としての記載がなかったため、通知がされませんでした。もっとも、破産裁判所は破産法に従って破産手続開始の官報公告をしていたため、Xは官報公告をみることで、A社について破産手続が開始していることを知ることができました。

A社の破産手続は開始決定から約7か月後に簡易配当が実施され、破産債権額約2億9400万円に対し配当原資5500万円から按分配当がなされました。Xは、この簡易配当実施後になって初めて、A社について破産手続が開始されていることを知り、不法行為に基づく損害賠償請求として、自身の求償権を届け出たら430万円の配当が得られたことは事実であるとして、Y1及びY2を訴えました。

3 裁判所の判断

裁判所は、Xの申立代理人Y1に対する請求を認め、破産管財人Y2に対する請求を棄却しました。申立代理人には正確な債権者一覧表を裁判所に提出する義務がある(提出した債権者一覧表に誤りが生ずれば訂正する義務がある)一方、破産管財人には関連する破産法の規定からしても、そのような義務はないと判断しています(申立代理人及び破産管財人を務める弁護士の立場からすると、ここでの判示事項はとても興味深いのですが、本稿では割愛します)。

注目すべきは、Xが破産債権を届け出なかったことについてY1との関係で5割の過失相殺がなされている点です。裁判所は5割の過失の認定にあたって、以下のような事情を指摘しています。

- ① 信用保証協会であるXは、保証債務の履行によって金融機関から取得することとなる返済の滞っている債権の回収を業としており、令和元年度にXが裁判所に破産債権の届出を行った回数が144回であったことなどに照らしても、破産手続参加の経験が豊富であり、破産債権届出の実務に相当程度精通しているものであったと認められること
- ② B銀行は、平成31年2月頃の時点で、破産会社が支払停止の状態にあることを知っており、信用保証協会として本件借受けに係る債務を連帯保証していたXは、本件弁済の際に、当然、B銀行から、その情報を得ていたと考えられること
- ③ Xの担当職員は、令和元年5月27日時点で、破産会社について本件申立てがなされていること及びその開始決定がまだされていないことをY1から具体的に聞いて知っていたこと
- ④ 本件開始決定については官報に掲載されて公告されていたのであり、それは破産法が予定している裁判の告知というだけでなく、信用保証協会であるXにとってはその確認を期待するのが酷とはいえないものであること
- ⑤ 「政治経済・時事・倒産情報のJCNET」や「東京経済ニュース」のインターネットのホームページ上に、平成31年2月22日には、破産会社が事業を停止し、本件申立ての準備を行っていることが、令和元年7月30日には、本件破産裁判所が本件開始決定を行ったことが、それぞれ掲載されており、信用保証協会であるXにおいて、それらの情報の確認が困難であったとは考えられないこと

⑥ 仮に、Xの担当職員において、破産会社について破産手続開始の決定がされていない理由が破産会社の代表者の死亡であることを令和元年5月27日にY1から聞いたために、そのような事情であれば開始決定までに時間を要することは不自然ではないとの認識でいたのだとしても、Xの担当職員が本件開始決定を知ったのは令和元年7月19日の本件開始決定から約7か月半後の令和2年3月5日であり(なお、本件開始決定から、これを経過すると破産債権の届出をしても配当の対象とすることができなくなると解される配当に係る除斥期間の経過(令和2年2月4日)までは約6か月半)、Xはかなりの長期間にわたって破産会社について破産手続開始の決定がされたか否かを確認せずにいたこと

4 若干のコメント

上記①の通り、裁判所は届出を怠った債権者の属性を考慮

して5割の過失相殺を認定しており、これを一般化して通常の取引債権者に官報公告を常時確認せよというのはあまりに酷であろうと思われます(④参照)。他方で、②及び③のような経緯や⑤インターネット上の情報から破産手続開始の原因を知り得たという点、破産申立ての事情を知りながら7か月以上も申立代理人に進捗を確認しなかったという点(⑥)は債権者の属性にかかわらず過失として認められ得るものと思われます。常日頃から官報公告で取引先の破産手続開始の有無を調べる義務までではないとしても、破産手続の申立てやその可能性を知った場合には、申立代理人に対し進捗確認をする程度のことは必要であろうと思われます。

なお、本件では申立代理人の過失は明らかと思われますが、債権者一覧表にどこまで正確性のある記載をすべきか(申立代理人としてどこまでの義務があるか)や、破産手続ではなく民事再生、会社更生の場合に本件と同様の理屈が通るかは今後の検討が必要であるように思われます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)